

診断書強要行政訴訟判決勝利声明

本日（2024年11月28日）、東京地裁（別所卓郎裁判長）は「令和4年（行ウ）第327号 不当労働行為救済命令申し立て棄却命令取り消し請求事件」（診断書強要行政訴訟）において、私たちの請求を全面的に認める判決を示した。労使の問題は労使の団体交渉で解決するというごく当たり前の決定をしたのである。

この裁判闘争は、所定の手続きを行い翌月の勤務表で指定された年休に診断書を強要するという就業規則・労働協約と労基法を無視した取り扱いと、それについての団交開催を拒否するJR東海の独善的姿勢を正す闘いであった。その出発点は年休取得の際に診断書提出を要求された組合員の「年休に診断書はいらないだろう」の一言であった。これは、会社に言われれば唯々諾々と従い、知らず知らずのうちに会社に飼いならされてしまっている労働者に対する警鐘でもあった。

この組合員の声を受け止め、新幹線地本は、幹鉄事に抗議をするとともにこの問題を解決するための団体交渉の申し入れをしたが、会社はこれを拒否し「就業規則に定めてある」と居直ったのであった。

この事態を重く見た中央本部も本社に対して団交申し入れをしたが、本社もまた幹鉄事と同じ態度をとったのであった。こともあろうに本社は私たちが都労委に救済申し立てを行った後になって、秋の協約・協定改訂団交や春闘の賃金団交の場でこの問題を取り扱おうとしたのである。当然にも私たちは「協約団交や賃金団交でその場しのぎに取り扱うのではなく、個別に団交を行って議論する課題だ」と主張をしたのであった。

そもそも、会社の言う「就業規則で定めている」というのは、欠勤の場合であり、年休は欠勤ではない。これは裁判でも争点の一つとなった。さらに、会社は労働協約250条の条項を盾にとって団交に応じなかったのである。これについても争点の一つになったのであるが、私たちは労働協約250条があるからといって労基法で定められた義務的団交まで放棄したわけではない。

今回の判決により、これらの争点も私たちの主張が全面的に認められた。私たちは、今後もJR東海の労働組合軽視、否、労働組合敵視の態度を正すために労働組合としての闘いを更に邁進する。

今次闘争に協力していただいた、組合員・関係者・弁護団に対する感謝を改めて表し、今次闘争の勝利を高らかに宣言する。

2024年11月28日

J R 東海労働組合
中 央 本 部
新 幹 線 地 方 本 部